○農林水産省告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市小筑紫町大海字ハエ崎二五三六の一、四万十市西土佐下家地字ヲンヂトヲ一六〇、字フナガサコ一六九の一、一九五二の四、字ホホノ木ノサコ一九五一の一、西土佐江川字上松ノ木山四六二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ハエ崎二五三六の一・字ヲンヂトヲ一六〇・字フナガサコ一六九の一・一九五二の四・字ホホノ木ノサコ一九五一の一・字上松ノ木山四六二一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町清水下分字山神林ノ上ミ九〇〇、清水上分字平井川一〇八三、仁淀川町土居字アスヤマ乙一〇八五、乙一〇八六の二、乙一〇八七の四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山神林ノ上ミ九〇〇・字平井川一〇八三・字アスヤマ乙一〇八五・乙一〇八六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県長岡郡大豊町穴内字下タ高モリ二九〇三の二、四〇二八の一、四〇二八の二、字下タ沢ノ本四〇二一、土佐郡土佐町上津川字押谷一六五の二六、一六八の六、大川村高野字クロヌタ三七、三九の一、二四八の七、二五一の一、二五一の九、二五一の一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下タ高モリ四〇二八の一・字押谷一六五の二六・一六八の六・字クロヌタ三九の一・二四八の七・二五一の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県室戸市羽根町字コヲゾクロミ甲三三八一のロ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字コヲゾクロミ甲三三八一のロ（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市山奈町山田字大向ヒ口五九九八の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡四万十町川ノ内字シモカツラ六五三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町田立二〇九六の二一、二〇九七の三七、木曽町三岳二七七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備